

商工經濟研究

第十三卷第四號

(昭和十三年
十月十五日發行)

貿易組合の發展と貿易統制

岡 武 雄

- 一、はしがき
- 二、輸出組合法時代と本邦輸出貿易
- 三、貿易組合法の制定
- 四、貿易組合の發展と貿易統制
- 五、貿易組合に關する諸問題

一 は し が き

輸出組合法が制定せられたのは大正十四年九月である。爾後約十二年間即ち昭和十二年八月、貿易組合法が第七十一特別議會の協賛を経、法律第七十四號として公布せらるゝ迄の所謂輸出組合法時代は、我國貿易界に劇期的變遷があつたのみならず、世界經濟の機構にも一大訂正が加へられたのである。斯かる時代の變遷と經濟界の

推移とを局限されたる輸出組合の窓より眺め、而して輸出組合の發展に關聯したる本邦輸出貿易の消長と國際貿易政策の轉換とを一瞥し、併せて貿易組合の實際問題に就いて考察して見たいと思ふ。

順序として輸出組合法時代の検討に入るに先立ち、更に遡つて輸出組合法が制定せらるゝに至つた當時の我國輸出貿易事情に就きその一端を述べて置く必要がある。抑々輸出組合法の先驅とも言ふべきものにはかの明治三十三年制定の重要物産同業組合法がある。之は強制組合法より成る公益法人であつて、同業者の共存共榮を圖るを以て目的とすると同時に國內産業の保護獎勵に重點が置かれたのである。然るに其後世界大戰の勃發するや歐洲方面より近東東洋諸國向商品の販路は戰亂のために全く梗塞せられて我が商團に入り來り其の結果我國は未曾有の國內産業の膨脹發展を招來し、外國貿易も亦輸出超過となり、所謂好景氣と成金熱に酔ふたのであつたが、其の反動は忽ちかの大正九年以降の不況となつて現はれ、外國貿易は再び輸入超過に逆轉し、物價高と海外市場の購買力減退と、かてゝ加へて關東の大震災災に依る復興資材の輸入増加等の諸原因は遂に大正十三年の入超實に六億四千六百萬圓と言ふ驚異的數字となつて現はれたのである。茲に於て政府は之が輸出振興對策に嚮心すると共に多年我國貿易界の宿弊たる粗製濫造の取締強化と並びに新しき組合組織による輸出の振興獎勵助長の方策樹立を企圖する事となつた。

元來我國輸出品の殆んど大部分は全國的に散在する多數の中小工業者の手に依つて家内工業的に生産せられ、從つて之等輸出品の取引價格は常に不當なる競争のため、コストの低下を來し更に之に起因する粗悪品の濫造

となる傾向多く之が防止策としては、既存の重要物産同業組合法があり、同法はそれ自身に於て當時と雖も相當の機能を發揮してをり、一方獨逸の協同組合に範を採りたる産業組合法も亦特殊の配給機構の改善に於て豫期以上の實績を收めつゝあると言ふのが當時の實情であつた。其處で之等二組合とは別個に純然たる輸出貿易關係法規の制定が要望せられ、斯くして大正十四年九月重要輸出品工業組合法及び輸出組合法の二法律が制定施行せらるゝに至つたのである。此の二法は孰れも組合組織により本邦輸出貿易の獎勵振興を目的とし、その健全なる發達を意圖せる點に於て共通しており唯前者が我國に於ける工業生産分野を對象とせるに反し、後者は我國輸出貿易取引に關する配給分野を分擔せる點に於て異つてゐる。尙重要輸出品工業組合法は昭和六年の改正に依り工業組合法として擴張強化せられ今日に及んでゐるのであるが、該組合に關する記述は之を他日に譲る事として以下専ら輸出組合を問題の中心に置く事とする。

二 輸出組合法時代と本邦輸出貿易

輸出組合法制定當時の輿論としては貿易の逆調を調整し輸出貿易の改善振興を圖るべしと言ふ主張がその根幹を爲してあり、また國內産業の不況打開を輸出貿易に求むべしと言ふ聲が高かつた。輸出組合法は之が對策として立法化せられたるものであつて同法第一條には其の目的につき次の如く規定されてゐる。

第一條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者又ハ同一市場ヲ目的トシテ商品ノ輸出ヲ業トスル者ハ

ソノ輸出貿易ノ振興ヲ圖ルタメ共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ輸出組合ヲ設立スル事ヲ得 (但書略)

然るに其後同法實施の結果は政府が曾てその當初に豫期したるが如き反響を呼ばず組合の設立も極めて微々たる有様であつて、同法中に列擧せられたる組合の諸事業の如きも殆んど法文上の羅列に過ぎざるかの觀を呈した。之は勿論制定當時の輸出貿易界が既存の重要物産同業組合の如き強制組合に依つて既に或程度の成果を收めつゝあつたと云ふ事とまた輸出貿易業者が任意組合制度たる新規輸出組合設立の必要に痛切に迫られてゐなかつたと云ふ事とが最大の原因ではあるが、それと同時に輸出組合法はそれ自體にも其の制度、機構の上に多小の缺陷が存してゐた事を裏書する事が出来る。宜なる哉、同法は其後時代に即應して三たび改正せられ最後に唯一の貿易立法たる貿易組合法として更生するに至つたのである。試みに大正十四年九月同法制定以來昭和十二年九月貿易組合法の實施に至る十二年間の各年別輸出組合設立狀況を見ると次の如くである。(商工省貿易局統計に依る)

年次	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	合計
組合新設立數	〇	三	四	二	三	二	一	三	一	二	一	一	三	六
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	〇	三	四	二	三	二	一	三	一	二	一	一	三	六

右の表中一躍十三組合の設立を見たる昭和六年と驚異的二十五組合の設立を見たる昭和九年とは孰れも輸出組合法規が第一次及第二次改正を實施せし年に相當しており、此の事實は初期輸出組合法が各種の點に於て非實際的なりし事を實證するものであつて以下に於て昭和六年の第一次改正、及び昭和九年の第二次改正の二時期を中

心とする我國輸出貿易界の状況を述べ以て輸出組合法改正の事情を究明しやう。

前掲の統計によれば昭和五年末迄に設立せられたる輸出組合は合計僅かに十四組合即ち一年平均二組合強に過ぎず、然るに同法の第一次改正後の昭和六年末には一躍二十七組合となり、一年平均五組合弱の設立数となつてゐる。更に第二次改正後の昭和九年末には合計七十組合に躍進し遂に昭和十二年九月貿易組合法に改正せらるゝ迄の設立合計は百組合（聯合會を含む）に達し、一年平均八組合強と言ふ飛躍的數字を示してゐるのである。

惟ふに大正十四年輸出組合法が制定實施以後數年を出でずして世界の經濟界は急激且異狀なる變革をなし、我國も亦内國內業の不況打開の爲めに輸出貿易振興が叫ばれ、その必然的結果として従來の輸出組合法も凡ゆる角度から検討が加へられ現實に即應するやう昭和六年第一次改正が斷行せられたのである。而して政府は當時輸出組合の設立を積極的に援助獎勵し輸出貿易業者も亦漸く時代の趨勢に組合設立の必要を痛感するに至つた事は、爾後の輸出組合設立の數字的發展に徴しても明らかであらう。尙第一次改正の要點を擧げると次の如くである。

- (イ) 輸出組合の行ふ輸出業者の統制を劃一ならしめた事
- (ロ) 輸出組合聯合會制度を創設して業者の全國的統制の徹底を期せる事
- (ハ) 組合の事業として輸出金融をも認め組合員に對する金融の利便を圖れる事
- (ニ) 其他輸出組合制度の整理

(日本商工會議所發行、産業合理化昭和六年七月號所載)

第一次改正は之を要するに輸出組合法數年間の實施成績に徴して全からざりし諸點の補正が主であり、同時に

輸出貿易業者の組合組織に依る團結を一層鞏固ならしめんとする點に主眼が置かれてゐた。

然るに時代は更に急轉し世界の經濟界は一九二九年を頂上として凋落の一途を辿り、各國は自國産業の不況打開のために政治的社會的經濟的諸政策に腦漿を絞る苦惱時代を現出するに至つたのである。斯かる時代に在つて獨り我國のみは金輸出再禁止（昭和六年十二月）による低爲替の波に乗り貿易好況の夢を趁ふと言ふ奇現象を呈し邦品の海外進出は漸く活潑となり、行く所邦品氾濫のため他國製品は壓倒驅逐せられ、累年の入超とは言ひ乍ら貿易のバランスは好調を示し、貿易總額も亦漸増の傾向を現はすに至つたのである。

情勢斯くの如くなるや諸外國は次第に良質安價なる邦品に對する壓迫或は排斥の手段を講ずるに至り、遂に一九三三年の日印通商條約廢棄通告と翌年の蘭印政府の輸入制限通告と相前後して、世界各國は競ふて或は自國産業の保護を名として關稅の引上を斷行し、或は爲替ダンピング税を課し、或は爲替管理を強化し、或は輸入割當制（クオータシステム）を設け、或は輸入許可制（ライセンスシステム）を實施し、或は交換貿易制（バーターシステム）の實施を提唱する等、國際貿易界は混沌たる渦中に鎖されて仕舞つたのである。之は勿論世界經濟政策の轉換即ち自由經濟より統制經濟への轉化換言すれば國際經濟より國家主義經濟乃至はブロック經濟への必然的移行の現れであつて、之が爲めに良質安價の武器を握つて終焉の如く海外に進出せんとしたる邦品は到る處追害と壓迫の憂目に遭遇し、或國に於ては貿易黃禍論さへ擡頭する有様となつたのである。

歐洲大戰以後の世界平和が如何なるものであつたか。それは今更史家の手を煩はす要もない程卑近且明瞭なる

事實である。パリ平和會議に於ける不合理なる協約は爾來歐洲諸國家間に絶間なき紛争の渦紋を生ぜしめ、聯盟至上主義も遂にその無能を暴露し、各國は自國本位の極端なる保護貿易政策を採り、所謂持てる國と持たざる國との對立は漸く激化するに至つたのである。斯かる情勢に立つて我國も亦諸外國の執れる政策に對應して種々の方策が樹立せられ、輸出組合も亦複雑多岐となりたる國際通商關係を好轉せしむる爲その擴充強化の必要が認められ、昭和九年三月第二次改正が斷行せらるゝに至つた。時恰も日印通商協定は我國にとり不利なる状態に於て成立し（昭和九年一月）而も其の協定は單に棉花と綿布との比率協定に過ぎず、残されたる問題には尙大なる對印雜貨關稅問題があつた。其他日英綿布の角逐に端を發したる日英會商の開催（昭和九年三月）或は蘭印政府の相繼ぐ輸入制限の一方的通告是正の日蘭會商の開催問題其他日土、日埃、日濠の諸會商開催問題等對外通商貿易は深刻なる局面の新展開を見るに至つたのである。

輸出組合法第二次改正の主眼は我國が諸外國の採れる貿易政策に對應して貿易統制を整備強化した點に在る。即ち政府をして輸出組合の監督を更に嚴重ならしめると同時に輸出組合をして輸出の自治的統制を強化せしめたのである。いま政府（時の松本商工大臣）の改正法案提出の理由説明の一端を見るに

「最近の情勢を見ると世界各國は相争つて通商障壁を高くし本邦商品の輸入に對する壓迫を益々加重する状態である。然るに本邦輸出貿易上に存する不必要なる競争の弊は依然改善の徴が乏しく、爲に諸外國に對して徒に通商障害に對する口實を與ふるに過ぎない。惟ふに斯様な輸出貿易の弊害を除去して之が健全なる發達を圖

る爲には、輸出價格並に輸出數量等に關する統制を強化するを以て最も必要とするので、之が爲には輸出組合法の運用に俟つべきものが極めて多いのである。然るに現行輸出組合法は輸出統制の確保を圖るが爲には尙十分でない憾があるので是が缺陷を補正するため云々」

とあり、其の改正の主要點は大體次の如く見る事が出来る。

- (イ) 第九條の命令(所謂統制命令)は組合員外の者に對してのみならず組合員に對しても發令せられる
- (ロ) 輸出價格又は輸出數量等に關する統制規程の決定又は變更は主務大臣に届出を要する
- (ハ) 統制命令違反に對する制裁規定を嚴重ならしめた

斯くして輸出組合法は對外通商關係に即應するやう再度強化せられ、之が運用による貿易統制は一層整備確保せらるゝに至つた。之を大局から眺めると我國の經濟政策がアダムスミス以來の所謂自由放任經濟から統制經濟に轉換し、自由貿易から保護貿易に推移したる時代の變遷を物語つてゐるものと言ふ事が出来る。更に一言すべきは輸出組合法時代に於て直接我國輸出貿易伸長に與つて力ありしものに重要輸取出縮規則(昭和三年制定、尙本規則は昭和十一年五月廢止せられて重要輸出品取締法が新しく制定された)輸出補償法(昭和五年制定)及び通商擁護法(昭和九年制定)等の諸法律がある事である。就中通商擁護法による貿易統制は最も積極的であり且有効適切な手段であつて、而も輸出組合による貿易統制との關聯性もあるが故にその概要を述べる事とする。

通商擁護法は昭和九年四月法律第四十五號を以て、輸出組合法の第二次改正と前後して公布せられたものであ

つて、同法發動の時機に關しては、其の第一條に於て「外國ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ對應シテ貿易ヲ調節シ又ハ通商ヲ擁護スル爲特ニ必要アリト認ムル時」とあり、又同法は期間及び物品を指定して輸入税の賦課減免輸出入禁止又は輸出入制限等を爲す權限を勅令による關稅調査委員會に與へてゐる。而して同法の第一回發動は昭和十年七月二十日加奈陀に對して發令せられ、更に第二回は昭和十一年六月二十五日對濠洲への發動となり、孰れも相手國の不當不理なる邦品輸入防遏に對抗して傳家の寶刀を抜き放つた譯である。乍併其後間もなく加奈陀には政變起り、濠洲も亦反省の色を見せ、前者の勅令は昭和十一年一月一日を以て、後者の勅令は去る七月八日を以て夫々妥協的解決により廢止せられた事は彼我の友好的通商貿易上より洵に慶ぶべき事である。蓋し通商擁護法は特殊のなる非常立法であるが故に之を輕々に發動する事は國家の威信上得策ではなく且又相手國の感情を激化せしめ徒らに報復手段を採らしめる結果ともなるので、どこまでも傳家の寶刀として秘藏し、以て相手國の注意を喚起しその反省を促すを以て目的とし、斯くして本法の目的の大半は達成せられたものと言ふべきである。

以上で大體輸出組合法時代に於ける我國輸出貿易界の推移を極めて斷片的に概観して來たのであるが、要之此の十二年間は世界の經濟は勿論、政治、思想其他凡ゆるものが急激且異常なる變革を遂げた記録的時代であつて、學者が或一つの經濟原則を作り出す迄もなく世界の經濟機構は容赦なく新しい現實態勢へと移行して行つたのである。斯くして世界がブロック經濟の堅陣強化に汲々たる時、偶々我國は曠古の支那事變に際會し國家總動員法

に依る物資の需給調整と軍需資材確保の問題發生しそれは忽ち對外貿易に反響する所となつた。即ち國際收支の適合を圖る爲の輸入制限及び外貨獲得の爲の輸出振興の國策遂行の爲に我が國貿易業者は舉國一致して蹶起したのである。其處で政府は輸出振興を目的とする原料の輸入確保の爲輸出商品リンク制を實施し、尙之に重要な關聯性を有つ新制定の貿易組合法の運用を奨勵助長し斯くて我國の貿易統制は今や着々として其の實績を擧げんとする過程に在るのである。

三 貿易組合法の制定

既に述べたるが如く新制定の貿易組合法は輸出組合法を母胎として生れ、而も之に輸入組合、貿易組合中央會等に關する新规定が加味せられ、斬新なる貿易立法としての體裁を整備するに至つたものである。抑々貿易組合法案が最初提案せられたのは第七十議會であるが、昭和十二年三月同議會解散のため同法案は遂に審議未了となり、其後林内閣に代つて成立したる近衛内閣により第七十一特別議會に附議決定せられ、斯くして昭和十二年九月制定實施の運びとなつたものであつて、偶々支那事變の勃發により我國經濟機構は準戰時體制下に於て特殊なる發展階段に進まんとする情勢に在つた。第七十一特別議會に於ける貿易組合法案提出理由書中の一端を見るに「輸出組合制度による輸出の統制を強化すると共に輸入組合制度を設け必要に應じ輸入の統制其他輸入貿易に關する共同の施設を爲さしむる爲」とあり之によつて貿易組合法制定の主旨を窺ひ知る事が出来る。惟ふに本法

制定に至る兩三年來、國際貿易界を風靡せる國家主義的保護貿易政策とブロック經濟政策との世界的動向は前述せるが如く各國をして或は關稅率の高度化により輸入の抑制を行ひ或は爲替管理により輸入の制限を強化する等其他凡ゆる手段を以て邦品の輸入防遏を企圖したのであつた。茲に於て我國貿易業者も漸く之が對策として輸出及輸入の統制強化の必要を痛感するに至り、政府も之が情勢を察知し其の對策として貿易統制を立法化するに至つたのである。

更に本法制定に至る迄の我が國內事情を一瞥するに、かの昭和十一年の二・二六事件以後成立したる廣田内閣の所謂七大政綱中には「産業の振興及貿易の伸長」なる大綱が掲げられており（昭和十一年八月發表）貿易國策の基礎を明示したのであるが、昭和十一年下半年に入る頃より我國に於ける一般物價は騰貴の情勢次第に顯著となり、他方爲替不安と輸入統制強化を豫期したる外國原料品其他の見越輸入相繼ぎ、之が爲に輸入爲替の取組及外國爲替の思惑取引が増大するに至つたので、政府は昭和十二年一月八日輸入貨物代金の決済及外國爲替銀行の海外指圖による支拂の制限に關して、外國爲替管理法に基く大藏省令を公布施行する事となつた。斯くて昭和八年制定の外國爲替管理法はその運用が強化せられ、斯くして、輸入貿易金融には全面的に統制が加へられる事となつた。然し乍ら本省令公布の目的は、海外よりの見越輸入の抑制と本邦外國爲替の安定と並びに其の水準維持に在つたのであるから、臨時應急の措置の故を以て政府は同年七月三十一日限り之を廢止する旨の發表をした。（其後同省令は同年七月七日に大藏省令を以て、其後の情勢推移に鑑み、その有効期間を當分の間延長實施する

旨發表し同時に爲替及信用狀取得の爲の許可事項を輸入月額三萬圓相當額とあるを千圓相當額に引下げた)即ち當時政府の方針としては國際貿易金融の安定を圖り、資本の海外逃避を防止し、且爲替水準維持の爲め外國爲替管理法の運用を強化し、以て國際收支を安定せしめ所謂「貿易の伸長」をして「國力の伸長」たらしめんとする點に重點が置かれた。他面に於て諸外國の貿易統制に對處する目的を以て貿易組合法が制定せられたのである。

四 貿易組合の發展と貿易統制

上述の如き國家非常の秋に當り制定實施を見たる貿易組合法は其の運用に關しては克く時代性を把握して餘す所がない。即ち本法では輸出入貿易業者をして組織的なる團體換言せば特殊の法人を結成せしめ、自治的に貿易活動の最大効果を發揮せしむるやう考慮が拂はれてゐる。而して既存の輸出組合及び同聯合會は新制定の貿易組合法により設立認可せられたるものと看做され(同法附則)斯くして現在迄に設立認可せられたる貿易組合は總計百二十五組合であつて、之を兩時代別に示せば次の如くである。(貿易組合中央會調査に依る)

輸出組合 一〇〇	輸出組合 二〇	合 計
輸入組合 五	輸入組合 五	一二五(内聯合會一一)
輸出組合法時代の設立 (昭和十二年九月迄)	貿易組合法時代の設立 (昭和十三年九月迄)	

抑々貿易組合は民法上の組合とは全然別個の法人であつて、其の組合制度は所謂任意組合である。従つて其の

加入脱退が自由である點では重要物産同業組合の如き強制組合制度と異つてゐる。然るに貿易組合の設立に出資を要する點では、産業組合、工業組合、商業組合等の諸組合形態と類似してゐる。尤も之を嚴密に言へば貿易組合は主務大臣の命令によつて強制設立をする場合もあり、(法四十五條) 尙又統制事業を行ふ組合に就いては特に出資制度を必要とせざる旨(法二十八條)等の例外規定もある。而してこの貿易組合の出資制度は貿易組合事業の性質上より生じたるものであつて、例へば同法第十一條及び第五十八條に於ける組合事業即ち海外新市場或は新市場人の調査、新販路の開拓、其他組合員の營業に關する共同施設及資金の貸付等の諸事業遂行の爲には第一義的に組合資金が必要である。尤もこの資金を以てする直接の營利事業は勿論許されないのであるが(法八十二條十項) 前述の如き諸事業の積極的遂行其他貿易振興を目的とする事業經費支辨の爲には是非出資を必要とする。

次に貿易組合の組合員たる資格としては貿易を業とする者なる事を要するのであるが、その組合組織は基礎的實質的に次の三種に分つ事が出来る。(法九條及五十七條、尙括弧せるは輸入組合の場合)

- 一、同一種類の重要輸出品(輸入品)の輸出(輸入)を業とする者を以て組織する場合
- 二、同一市場を目的として(同一市場より)商品の輸出(輸入)を業とする者を以て組織する場合
- 三、前記二者の合併組織による場合

一般に第一の場合場合は商品別貿易組合、第二の場合場合は市場別貿易組合、第三の場合場合は之を商品別市場別貿易組合と稱しており例へば日本莫大小輸出組合の如きは商品別組合であり、西部日本南米輸出組合の如きは市場別組合

であり、日本對米燐寸輸出組合の如きは商品別市場別組合である。尙商品別組合に就いては第九條但書に於て「特別ノ事情アル時ハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸出品ノ輸出口業トスル者」を以て組織する事が出来る事になつており、(輸入組合の場合は重要輸入品の輸入を業とする者)その一例を示せば中部日本馬鈴薯玉葱輸出組合の如き或は大坂絹人絹輸出組合の如きは之である。斯くて同一系統の重要輸出品の輸出業者は之等の合併されたる一個の輸出組合に加入すればよい譯であるが、現在の輸出組合の實際に就いて之を見る時は、二種又は二種以上の重要輸出品を以て一箇の輸出組合を組織せるものは極めて少數である。尙之に關する問題としての考察は次に譲る事とし茲には参考材料として現在の貿易組合の組織上の分類を掲げておかう。

(昭和十三年九月一日現在)

	商品別貿易組合	市場別貿易組合	商品別市場別貿易組合	計
輸出組合數	五九	二二	四〇	一二〇
輸入組合數	三	二	〇	五

五 貿易組合に關する實際問題

曠古の支那事變が皇軍の手により着々として戦果を收めつゝある間に、日本の國民經濟は國家總動員法による

態勢を完備し物心兩方面に亘り全資源を動員し、爾來一年有半の今日に至る迄泰然として軍需資材を確保し國民生活を安定せしめ以て舉國一致の實を擧げてゐる事は我々國民として洵に幸であると言はねばならぬ。

惟ふに昭和十二年六月林内閣に代つて成立したる近衛内閣は三大國策として物資需給調整、生産力の擴充及國際收支の適合の三大政綱を發表し國策の見地より貿易の振興を提唱したのであつた。情勢斯の如くであつたから支那事變の發生に當り之に對處すべき帝國政府の大方針は舉國一致の協力即ち國民の絶對的支持の下に樹立せられたのである。蓋し支那事變下に於て今日迄歩み來つた日本國民經濟の足蹟は後世の經濟學者をして瞠若たらしむるものがあらう。凡て戰爭目的遂行の爲には異常なる軍需資材の需要が起り國內工業力の動員のみでは到底之を充足せしめる事は困難なるを普通とする、殊に生産力擴充の爲には三年、五年乃至は十年と云ふが如き歲月を必要とし、軍需資材は必然的に之を海外よりの輸入に仰がなければならぬのである。然るに物資の輸入は直接對外支拂債務の増加を來す事となるので國際收支の適合即ち貿易バランスの調整を圖る爲には極力輸出を奨励し以て輸出入貿易による國際收支を平均せしめる事が肝要である。顧るに支那事變の發生前後を契機として政府は貿易のバランス適合の爲一方に於ては産金の奨励をなすと共に他方に於ては準戰時下貿易振興のための諸對策を講じ、國家總動員法第九條による貿易統制を實施し來つたのであつて、かの輸出入商品リンク制の如きは輸入抑制と輸出促進とを目的とし且輸出用原料の輸入確保と貿易のバランス保持とを目的として實施せられたる貿易統制に外ならない。

之等の貿易統制に關聯して貿易組合の存在は愈々その重要性を加へて來た。例へば綿絲布及び綿製品の輸出に關聯する輸出組合の統制事業の如きはその尤なるものであつて、當該輸出組合員即ち輸出業者は海外より註文を受けた場合は必ず輸出組合を通じて製品の仕入を爲し且輸出組合の責任に於て必ず之を輸出し、棉花の輸入にリンクせしめてゐる。之即ち所謂綿業の個人リンク制であつて、特に綿絲布以外の綿製品の國內流用防止の爲には現在では生産業者と輸出組合員とを以て組織する調整會社が設立せられ専ら之が統制に當つてゐる。(現在調整會社として創立を見てゐるものは大日本輸出莫大小株式會社、日本輸出タオル株式會社、日本輸出布帛製品株式會社、日本纖維雜品貿易振興株式會社、日本輸出綿毛布株式會社の五社であるが、將來輸出の全面的リンク制實施に伴ひ増加する事であらう)

更に貿易統制に關聯する輸入組合の現状を見るに昭和十三年三月、日本米材輸入組合が東京に設立せられたのを嚆矢とし其後本年八月末迄に大阪に二組合、神戸に二組合、計五組合の設立認可があり、夫々輸入貿易に關する統制其他必要なる共同施設の實行に當つてゐる。

最後に現行の貿易組合法實施に關聯したる組合制度の運用に就き、二三の問題を掲げ之が説述を試み以て本稿を了へる事としたい。

既に述べたるが如く貿易組合は現在百二十五組合の多きに達し、今後も續々設立の機運に在るのであるが、前掲の表に依れば之等組合總數の約八割即ち百組合は輸出組合法時代の設立にかゝつて居る。而して輸出組合初期

に於ける事業目的は謂はゞ同業組合的であり、従つて其の組合地區も概して小地區に限られ、内地一圓を包含せる合理的組織による輸出組合の結成は寥々たる有様であつた。之は勿論制定當時に於ける輸出組合法の根本精神が大戦後の我が國內産業の不況打開の爲に輸出増進を圖ると言ふ點に置かれてあつたから無理もない事であつて輸出組合の普遍的貿易統制の確立と言ふ事よりは寧ろ個別的なる輸出貿易の振興を目標としたのであつたが、然るに其後輸出統制事業の強化せられると共に、組合の地區も漸次擴大せられ、又同一種類の輸出組合の中には聯合會を組織して共同の目的達成の爲に諸種の事業を遂行する者も生じて來た。更に時代の急轉換と共に各國は貿易統制を極度に強化し、之が爲に國際通商關係は全く阻害せられる處となり、輸出組合法も亦之等の情勢に對應して三度衣更を餘儀なくせられ遂に貿易組合法の制定となつたのである。

此處で第一に問題となるのは従來の輸出組合が新しき貿易組合法制定に依つて其の内容に如何なる變更が加へられたかと言ふ事である。若し輸出組合法時代の組織内容と名稱とが其の儘繼承されて今日に及んでゐるとすれば現在の貿易組合中には將來統一乃至は廢合せらるべき運命にあるものがなければならぬ。即ち同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者を以て組織する輸出組合中には僅かに一府縣一地方を以て地區とするもの多く、内地一圓を組合地區としたる一元的統制を有つ組合が割合に尠く、此の點に輸出組合廢合の必要が存在してゐると思ふのである。試みに現在の貿易組合を組合地區に依り區別すれば次の如くである。

輸出組合	内地一圓を組合せざるもの	合一道、一府縣を組合せざるもの	二府縣又は二府縣以上を組合せざるもの	計
五	五五	三六	二九	一二〇
輸入組合	五	一	一	五

右表に於て注目すべき點は貿易組合法制定後に設立せられたる輸入組合は悉くその組合地區が内地一圓を包含せるものである事と、今一つは内地一圓を組合地區とせる五十五組合中その大半が最近の設立にかゝるものである事と更に内地一圓を組合地區とせざる輸出組合が合計六十五組合あると言ふ三點である。

更に進んで第二の問題としては、現在の商品別輸出組合は合併統一するの必要がありはしないかと云ふ事である。現在商工大臣によつて指定せられたる貿易組合法による重要輸出品（現在五十六品目あり）に關する輸出組合設立に就いては必ずしも之を獨立的個別的なる一單位の輸出組合となすの必要は全然無きのみか却つて二種以上の商品の綜合的組織的輸出組合と爲す方が貿易の機構組織の上から見て妥當であると言へる。即ち問題主張の根據は、輸出組合は飽く迄も輸出貿易業者の爲の組合であり、決して輸出組合の爲の組合ではないと言ふ點に歸結する。而も之が統一合併は技術的には勿論實際的にも可能性が十分にあり、唯其の機能發揮に關聯したる人的問題が残るのであるが、之とても大局的に見て難事とは言はれないであらう。尙合併統一せらるべき重要輸出品

に就いて言へば、其の間に何等取引上の相互關係を必要とせず、例へば石鹼、陶磁器、莫大小の三商品を三丸としたる日本石鹼陶磁器莫大小輸出組合を設立するが如きは之である。(尤も輸出組合の或ものは聯合會組織に依つて合併統一と同一の機能を發揮してゐるものもあるが極めて少數である。)

第三の問題は商品別市場別輸出組合の合併統一に關するものである。即ち同一仕向市場に對する各種商品の輸出に關する所謂商品別市場別輸出組合は之を綜合すか或は統一するか何れかの方法に依り該仕向市場(輸入國又は輸入地方)關係の商品を一單位の輸出組合に纏める必要がある。例へば日本柑橘北米輸出組合、日本對米敷物輸出組合、日本對米燐寸輸出組合等は仕向市場を主體として日本對米柑橘敷物燐寸輸出組合に改組するが如きは之である。或は之は稍消極的ではあるが、仕向市場を主體として聯合會を組織するのも一策であらう。(現在聯合會は總數で十一設立されてゐるが同一系統商品別組合の聯合會に過ぎない)

以上の三問題は之を要するに輸出組合の廢合と其の名稱統一に關するものであつて、之が具體化による諸方面への影響は極めて大なるものがある。唯我々は舊來の輸出組合に對して抱いてゐた概念から脱して全體主義的な國家的見地に立つて貿易統制の推移を注視する必要を痛感すると共に、組合理事者の一致協力に依る新機構樹立を希ふ次第である。之等に關する詳述は他の機會に譲る事とし茲には名稱統一と組合合併の必要を示唆する資料の一部として左に神戸商工會議所貿易課の調査せる類似輸出組合の實例を摘録するに止める。

◎對英電球輸出組合(東京市)、日本電球輸出組合(東京市)、◎日本柑橘北米輸出組合(横浜市)、日本蜜柑罐詰輸出

組合(東京市)、日露柑橋輸出組合(静岡県)、日本柑橋歐洲輸出組合(静岡県)、日本柑橋滿洲國輸出組合(和歌山市)
◎日本比律賓メリヤス輸出組合(大阪市)、日本莫大小輸出組合(神戸市)

◎西部雜貨阿弗利加近東輸出組合(神戸市)、近畿阿弗利加近東輸出組合(大阪市)、大阪東亞輸出組合(大阪市)、大阪阿弗利加輸出組合(大阪市)

◎日本對米敷物輸出組合(神戸市)、日本敷物輸出組合(神戸市)

◎東部日本南米輸出組合(横濱市)、西部日本南米輸出組合(神戸市)、大阪中南米輸出組合(大阪市)

次に第四の問題として輸出組合の強制加入制度確立に就き現状批判を試みたいと思ふ。既に述べた通り貿易組合の統制規程の制定は組合總會の決議を経更に商工大臣の認可を得て始めて規程の運用が出来る次第であるが、非組合員即ちアウトサイダーに對する拘束力を發揮せしむる爲には、所謂第十八條の統制命令の發動を必要とする。然るに現在統制命令の發動を見てゐる組合は總組合の半數たる五十八組合であつて、残りの組合に對しては何等の強行規定が適用せられてゐないのである。此處に貿易組合の過渡期的無力を發見するものであつて、若し貿易組合をして眞に國策に沿ふた貿易統制に重點を置かしむるものとせば政府は今日の貿易組合の全部に對し可及的速かに統制命令の發動をなし以て實質的に強制加入組合としての機能を發揮せしむべきである。之が爲には先決問題として前述せるが如き貿易組合の統一合併整理を斷行する要があり、斯くする事に依つて貿易組合は細胞組織的貿易統制機關として整備強化せられる事であらう。幸にも本問題を有利に展開せしむべき素因として本

年六月十六日、横濱會館に於て貿易組合中央會が創立せられ（法人設立）全國の貿易組合の殆んど全部が其の傘下に統一せられた事は我國貿易界の將來を示唆してゐるものと言ふ事が出来る。

最後に第五の問題として貿易組合による二重統制の不合理撤廢を擧げなければならぬ。元來貿易組合の特色は其の構成員が悉く輸出入貿易の衝に當れる業者に限られてゐる事であつて、従つて之を大きく言へば貿易組合は國策に沿ふた輸出入貿易の総合的統制及計畫を實行する機關の一つである。然るにこの統制機關が往々にして貿易組合員の意思に反する二重統制を取つてゐると言ふ事は、行き過ぎた統制の憾がある。其處には時代的に見て止むを得ざりし事情が會ては存在したであらうけれ共、尠くとも現状よりして貿易組合は須らく一元的統制下に整備せらるべきではあるまいか。一般に言へば貿易業者の取扱商品は其の種類極めて多岐に亘り、大藏省貿易統計による品目のみにても輸出輸入夫々七百品目以上を算へ、一貿易業者の取扱商品も尠くとも數十品目以上に亘つており、殊に雜貨貿易商の如きは實に想像以上に多種類の雜品を取扱つてゐるのである。従つて如何に小規模經營の貿易業者と雖もその殆んど全部が夫々一種乃至數種の貿易組合に加入出資し、其の經費を支辨し、其の統制下に在ると言ふのが實情であつて、茲に商品別及び市場別組合による二重統制の不合理が發生してゐる。此の不合理は單に二重統制科の支拂に止まらず、組合員の輸出手續事務を極度に煩瑣ならしめ其の能率を消耗せしめてゐるのである。例へば中南米諸國にタオルを輸出せんとする者は組合員たると非組合員たるとを問はず日本タオル輸出組合の統制規程と及び日本雜貨中南米輸出組合又は西部日本南米輸出組合の統制規程とに従はねばな

らないのである。斯くの如きは商品別及び市場別兩輸出組合が各々その目的機能を異にせるにより生じたるものなるは論を俟たない所であるが、實務上よりしても統一改善の餘地が多分に在るのである。現在實際に行はれてゐる中南米市場向輸出商品の二重統制には次の如きものがある。

重要輸出品名	商品別貿易組合に依る輸出統制	商品別市場別貿易組合に依る輸出統制
莫大小製品	日本莫大小輸出組合	日本雜貨中南米輸出組合
タオトル	日本タオル輸出組合	又は日本南米輸出組合
毛布敷布	日本毛布敷布輸出組合	〃
フアスナー	日本スライドフアスナー輸出組合	〃
自轉車及部分品	日本自轉車輸出組合	〃
護謨製品	日本護謨製品輸出組合	〃
綿製品	日本綿製品輸出組合	〃
毛絲製品	日本毛絲輸出組合	〃
毛織物	日本毛織物輸出組合	〃

要之全般的に見て過去に於ける輸出組合は組合相互間の連絡が極めて不完全であつたと言へる。同時にその反面に於て組合一箇としての存在性は仲々侮り難きものがあつた事も事實であるが、併しどちらかと言へば銘々勝

手と言ふ嫌が組合機構の中からはの見えてゐた。之は確かに過去に於ける組合理事者たちの獨善主義と貿易業者の組合に對する認識不足に起因してゐるものであると思ふ。今日の理事者たちは此際打算と名譽とを離れて大乗的見地から貿易組合を見直し、我が國策に沿ふべく貿易組合の實質的機構の統一強化を圖る事に意を須ふべき秋ではなからうか。

近來貿易業者間には「業者を統制する組合を統制すべし」との叫びが起つてゐる。恐らく遠からずして或種の段階を経て貿易組合は必ずより整備強化せられる事であらう。統制經濟から計畫經濟へのイデオロギー的轉換が貿易統制の上に如何なる形で現はれ、或は如何なる結果を齎らすか、それは貿易業者のみならず多くの人々の求めて歇まない大きな結論である。斯くして問題は一層深刻となつて將來に残される事ではある。

(九、三〇)